神奈川中央法律事務內

231-0031 横浜市中区万代町1-2-12 VORT横浜関内Ⅲ7階 A2 Te1:045-681-6680 Fax:045-681-6679

ANCHOR

Kanagawa Chuo Law Office Newsletter



謹賀新年

昨年は皆様方に大変お世話になりまし た。心よりお礼申し上げます。

今号のアンカーでは、昨年最高裁判所司 法研修所から弁護修習を行うため迎え入れ た馬淵修習生の声を掲載しております。皆 様方には、お打合せ等で弁護修習にご協力 いただくこともございました。この場を借 りてお礼申し上げます。私は弁護修習指導 担当者として、馬淵さんが社会のお役にた つ立派な弁護士になることを期待しており ます。

さて、今年は皆様ご存じのとおり平成最 後の年です。一つの節目として、私はこの お正月に、平成における自分の弁護士生活

を振り返ってみようと考えております。今 後の弁護士活動をより改善していくため、 これまでの自分の弁護士生活を振り返り評 価できる点やできない点につき反省してみ るつもりです。私も社会のお役にたつ弁護 士として活動していけるよう、研鑽を積ん でいく所存です。

今年も、所員一同、当事務所の基本理念 である「皆様方の願いの実現」のため尽力い たしますので、引き続き皆様方のご指導ご 鞭撻を心からよろしくお願い申し上げます。

平成31年元旦

代表弁護士 藤原 大輔



ノベルティグッズ を作りました!!

お客様にとって身近な事務 所でありたいという思いか ら、打ち合わせ等で使いや すいノートとペンを作りま した。ご希望の方はお気軽 にお申し付けください。





弁護士紹介



契約書等の重要性

弁護士 **藤原 大輔** Fujiwara Daisuke

1 私は、以前、顧問先からのご依頼で、 工務店等経営者向けに建築請負契約書の

重要性について講演を行わせていただきました。

そこでは、契約書の重要性を説明するため、「契約書がないことをいいことに本来約束していた金額を支払ってこない取引相手が存在する」ことを実例を示してご説明したり、「裁判をしても契約書がないと苦労することがある」とお伝えしました。

また、「契約書は、クリアな基準を当事者双方がともに持てるという意味で、紛争時はもちろん、紛争予防のためにも、信頼関係構築のためにもとても重要なものです。これまで契約書を作成していなかった方は是非今後は作成するようにしてください。口約束だけ若しくは取引相手のサインがない書面だけで工事等を行うことはお控えください。」という趣旨のお話もさせていただきました。

- 2 講演以外でも、このような契約書等の重要性(建築請負契約書に限らず)について、お客様とのお打合せや法律相談等でお伝えすることが日常的によくあります。お伝えした方がよいと判断する場合が多いためです。
- **3** 契約書等の書面の取り交わしがないために、不利益を被ることがありうることは容易に想定できるところだと思います。

それにもかかわらず、契約書等を取り交わさないのはなぜで しょう。 その理由として、お客様からは、「契約書の重要性はわかるが作成のために時間を割きたくない。」、または「取引相手から信頼していないのかと言われ、契約書の締結を嫌がられる。」などという声を聞くことがあります。

4 確かに、お客様ご自身ではじめから契約書等を作成するにはお手間がかかるかもしれません。

しかしながら、契約書等の作成・締結に関するアドバイスは、 弁護士の日常業務です。そのような時こそお気軽に弁護士に ご相談いただきたいです。しかも1回作成しておけば、その後 の同種取引については短時間で容易に作成可能です。

また、契約書等の書面を残すことを嫌がる取引相手につきましては、そもそもそのような取引相手を口頭のやりとりだけで信頼してよいのでしょうか。契約書を残さないよう希望する相手である場合の方が、契約書の重要性は高いと思われます。もちろん、取引は行いたいが、力関係等から契約書の締結を強く言えない場合もあり得ます。そのような場合であっても、契約書ではなくともその代替策を検討し、何らかの客観的記録が残るようにしたいところです。

5 重要取引であればあるほど、契約書等の重要性は増します。 紛争となってしまった後にご相談に来られて、契約書は存在 しないがなんとか相手に支払ってほしいといったご要望もよく あります。そのような場合、紛争前にご相談に来ていただけれ ば、より解決しやすかったのですが、と思うことがあります。

契約書等に関するお悩みやご相談等は、お気軽にご連絡く ださい。



明けまして おめでとうございます

弁護士 **榊 研司** Sakaki Kenji

2018年の9月に、プロテニスプレイヤーの 大坂なおみ選手が全米オープンで優勝する

という快挙を成し遂げました。もともとパワフルなショットの持ち主でしたので、いずれはグランドスラムで優勝できる素質はあると思っていました。しかし、メンタルコントロールに課題がありましたので、まだまだ先かと思っていました。ところが、2017年末からサーシャ・バジンコーチの指導を受けるようになった途端、2018年3月にはグランドスラムに次ぐランクの大会で優勝しただけでも驚きましたが(錦織圭選手もまだ優勝できていません)、あれよあれよという間に全米オープンでも優勝してしまいました。サーシャコーチからメンタル面でも良いサポートを受け

ることができているそうで、大坂選手がうまくマインドリセット できるようになったのも勝因の一つのようです。

私も大坂選手の活躍を見習って、研鑽を積んでいきたいと思います。自分が取り扱っている分野についてアンテナを張り、知識をブラッシュアップしていくことは大事なことですが、新しい分野について時間を見つけて勉強していくことも、自分の知的好奇心を刺激し、業務の幅も広がりますので、モチベーションアップにつながっています。そんなわけで、最近、前々から気になっていた民事信託の勉強を始めました。例えば、認知症に備えて成年後見制度では難しい柔軟な資産運用ができるように設定したり、事業承継対策に利用したり、障碍のあるお子さんのために利用したりと様々な場面での活用が目指されているようです。その一方で、遺留分や債権者保護など様々な法的問題点や税金の問題が存在します。依頼者の方々に適切な選択肢の一つとして提案できるように、さらに研究を重ねていきたいと思います。

本年もよろしくお願い申し上げます。



 民法の相続分野が改正されたと聞きました。どのように変 わったか教えてください。

A 主な改正点は、①配偶者居住権の新設、②自筆証書遺言の方 式の緩和と保管制度の創設、③遺留分減殺請求権の金銭債権化、 ④相続人以外の親族による特別の寄与の創設、になります。他 にも実務的に重要な改正はありますが、今回は上記4点について 簡単に解説します。

1 配偶者居住権の新設について

配偶者の居住建物を対象として、配偶者が亡くな られるまで又は一定期間、配偶者が住み慣れた家に 住み続けることを認める法定の権利が創設されまし た (配偶者居住権)。これまでは、被相続人名義の家 に住み続けようとする場合、一般的には家の所有権

を取得することになりましたが、その場合、 家の評価額が高額になり、預貯金をあまり 相続できず、その後の生活に困るという事

態が生じることがありました。そこで、家の所有権ではなく居住 権を取得できることにすることで、経済的にも精神的にも安心 して住み続けることができるようにしました。

また、同様に、配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居 住していた場合、遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住

建物を使用できるようになりました(配偶者短期居

この規定は、2020年4月1日から施行されます

2 自筆証書遺言の方式の緩和と保管制度の創設

き、押印する必要がありましたが、今回、財産目録については自 筆でなくてもよくなりました(方式の緩和)。パソコンで作った 財産目録だけでなく、不動産の登記事項証明書や預金通帳の写 しを財産目録として添付することもできるようになりました。

たりしてきましたが、紛失や隠匿、変造の可能性がありました。 今回、法務局で自筆証書遺言を保管する制度がスタートする予 定です。法務局に預ければ、紛失や隠匿、変造の可能性がなくな ります (保管制度の創設)。

遺言書の方式の緩和(目録)は2019年1月13日から、保管制度 は2020年7月10日から施行されます。

3 遺留分減殺請求権の金銭債権化

これまで、遺留分減殺請求権を行使した際に、その 対象となる財産に不動産などがあると、共有関係が発 生し、権利関係が複雑になっていました。今回の改正

> では、権利関係が複雑化する共有関係の発生を 避けるべく、端的に、遺留分侵害額相当額の金 銭の支払いを請求できる権利に変わりました。

この規定は2019年7月1日から施行されます。

4 相続人以外の親族による特別の寄与の創設 これまで、寄与分は相続人のみに認められ

てきました。そのため、例えば、被相続人の長男の妻が被相続 人に対して無償で療養看護に努めてきた場合、長男の妻は相続 人ではないので、遺産分割手続において、遺産の分配を受ける ことはできませんでした。

今回、その貢献に配慮するため、相続人以外の親族が被相続 人に対して無償で療養看護等をして財産の維持・増加に特別の 寄与をした場合に、特別寄与料の請求をすることができるよう になりました。

この規定は2019年7月1日から施行されます。

5 まとめ

法律相談

相続法の改正について

上記で相続法の改正について簡単に解説させていただきまし たが、ご覧のとおり色々と改正されています。これから遺言を作 成される方は改正点を踏まえて内容を考えなければなりません し、既に遺言を作成されている方も必要に応じて内容を変更す る必要があるかもしれません。お気軽に弁護士までご相談くだ さい。

(効力が発生します)。

自筆証書遺言は、遺言者がその全文、日付及び氏名を自筆で書

また、自筆証書遺言は、自宅や金庫に保管したり、人に預け

お客様からの声

\安心

藤原先生へ//

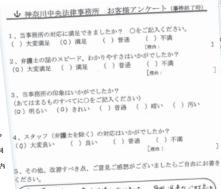
横浜建設一般労働組合鶴見支部様より

建設一般労働組合鶴見支部は、横浜市鶴見区の三ツ池公園前に事務所を構え 1770余名の建設で働く労働者や事業主が加入しています。組合事務所に寄せら れる相談内容は、賃金や工事代金未払いの金銭トラブルから瑕疵工事、土地境界

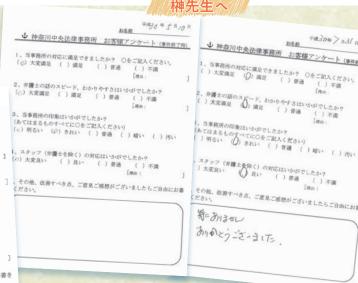
線トラブルまで多岐に渡ります。 近年の傾向として、法律家からの専門的な観点や意見を伺いながら事案の解決 を図ること、法的手段に訴えて解決を図ることが増えています。顧問先事務所であ る藤原弁護士のもとへ多くの組合員が相談に同っています。先生のお人柄から何 えるように事案解決のための真摯な姿勢や解決へむけた具体的なアドバイスの内

容がとても「ありがたかった」「信頼できた」と聞いております。 組合員は、仕事や家庭のことなど、精神的にも肉体的にも極度の緊張状態で、先 生の無料法律相談カードを携えて組合事務所へ相談を寄せます。藤原先生は暖 かい語調で論理的、合理的な解決方法をはなされて、信頼を得ています。

今後も藤原弁護士と連携し、組合員へのよりよいサービス向上へ向けて尽力して いく所存です。



長期間トヤでリ、大気力は結しってリオレトニ。毎回迅速なご対人と ちうか、保衛、油得できる終にご丁等に載明頂き、安かして対応を お願いるかっとのできましてい。よタッフの女性のわっも親中なされない 1つかえ、素がな刺繍で接いてくださり、確格のとうかするりっしても、とでも タアのりました。 ありがとうございましてい



お客様からいただいたあたたかい お便りと、アンケートをご紹介します。



弁護修習を通じて

最高裁判所司法研修所 第71期 司法修習生 馬淵 洋明



皆様はじめまして。2018 年の6月下旬から8月上旬ま で、神奈川中央法律事務所

にて、司法修習生としてお世話になっておりました、馬淵 洋明と申します。

司法修習では、裁判所、検察庁、弁護士事務所を回り、 それぞれの場所で、実務家の仕事の内容を間近で学ぶことになっています。私の場合、裁判所と検察庁での研修を終えて、最後に神奈川中央法律事務所でお世話になりました。 裁判所や検察庁でも、法廷などで弁護士の方の活動を見ることは多いですが、そこでは、弁護士の方が実際にどのような準備を積み重ねてきたかを見ることはできません。そのため、弁護修習では、裁判所等では見られない、弁護士の普段の仕事ぶりを学ぶことを目標としていました。

そして、藤原先生と榊先生のご指導のもと、依頼者の方との相談のあり方や、相談内容を踏まえたうえでの書面作成等について学ばせていただき、短い間ながら弁護士業務の全体の流れを学ぶことができました。離婚や相続、交通事故や労災などの各分野における実務感覚を教えていただいたことも、今後弁護士として活動するためには大変勉強になりました。

また、事務局の方にもお世話になりました。私が外出する際には飲み物を差し入れてくださるなど、細やかな心配りのおかげで、大変快適な修習を過ごすことができました。

今後、11月に行われる卒業試験に合格すれば、12月からは弁護士として働くことになります。神奈川中央法律事務所で学んだことを糧に、理想の法律家を目指していきたいと思います。

神奈川中央法律事務所の皆様、また、打ち合わせ等に同席させていただいた依頼者の皆様、ありがとうございました。





事務局だより

今年はいよいよ、ラグビーワールドカップが横浜国際総合競技場で行われます。JR関内駅南口前には、開幕までのカウントダウンボードが設置されています。ラグビーのルールもわからない私ですが、身近な場所で行われる大イベントですので、ルールを学んで楽しみたいと思っています。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

冬季休暇のお知らせ

新年度の業務は、1月7日(月)から開始させていただきます。

神奈川中央法律事務所 〒231-0031 横浜市中区万代町1-2-12 VORT横浜関内Ⅲ7階A2 Tel: 045-681-6680 Fax: 045-681-6679